

平成 24 年 11 月 20 日発行
浅田会計事務所

年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、12月初旬までに下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡、もしくはご郵送頂きます様お願い申し上げます。

控除証明書等

- **生命保険料** 控除証明書
 - **個人年金保険料** 控除証明書
 - **介護医療保険料** 控除証明書 (H24. 1. 1以降の新規契約分より)
 - **地震(損害)保険料** 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - **社会保険料(国民年金保険料)** 控除証明書
 - **国民健康保険料**
 - **後期高齢者医療保険料**
 - **介護保険料**
- } 本年中の支払い額をご連絡ください。
メモ又は、納付書等の写しで結構です。

中途就職者がおられる場合

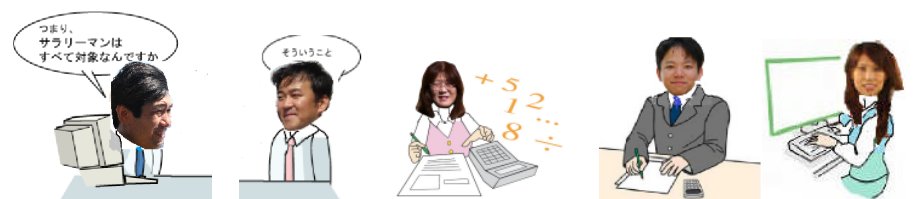
- 前職分の平成24年分源泉徴収票

変更の有無

- 扶養親族の増減
 - 住所変更
- } 該当する際は、その旨ご連絡ください。
メモで結構です。

年末調整諸用紙

- 税務署より届く年末調整書類一式は、ゴム印、代表者印を押印してください。



森林の土地を取得したときの届出 (平成 24 年 4 月からスタートしています)

この届出制度は、森林所有者の把握を進め、間伐、造林、林道の整備などの助言等を実施し、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、平成 23 年 4 月の森林法改正により設けられました。

個人か法人かによらず、売買のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として「**森林の土地の所有者届出**」が必要となります。

所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地がある市町村に届出を行います。相続の場合は、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から 90 日以内に、法定相続人の共有物として届出をすることになります。

届出書に記入のうえ、次の書類を添付して提出します。

- ①その森林の土地の位置を示す図面 (任意の図面に大まかな位置を記入)
- ②その森林の土地の登記事項証明書 (写し可)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類



森林の土地を取得したときの届出制度と同時に、「**山林相続税の納税猶予**」もスタートしました。

この特例は、平成 24 年 4 月 1 日以降に相続又は遺贈により取得をする山林に係る相続税について適用されます。

森林経営計画の認定を受けた山林経営を行ってきた被相続人の所有する山林の全てを、相続又は遺贈により取得し、引き続きその計画に従って山林経営を行う場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その山林の価額の 80% に対応する相続税の納税が猶予されるものです。

環境税

環境汚染物質の排出を削減するため、石炭、石油、天然ガス等の化石燃料消費に課する『環境税』が、10 月 1 日に導入され 1 か月あまりたちましたが、あまり認知されていないようです。

認知されにくいのは、その税のあり方に理由があります。例えば消費税は 5% を消費者が支払いますが、今回の環境税は電力やガス会社等の事業者、つまり企業が国に納めます。

環境税は電気料金やガス料金に価格転嫁されて、結果的に消費者が負担することになるのです。

では、果たして家計の負担は一体どれくらいの金額になるのでしょうか？

環境省の試算によると、一世帯あたりの負担額は、平成 24 年 10 月～約 400 円/年、平成 26 年 4 月～約 800 円/年、平成 28 年 4 月以降には約 1,228 円/年になると予想されています。

また、大阪ガスは、ガス料金を平成 24 年 12 月 1 日から 1 m³あたり 0.21 円値上げすると発表しています。標準家庭の月額使用料 33 m³で換算すると、7 円/月の負担増になります。

環境税の税収は、初年度(平成 24 年度)391 億円、平成 28 年度 2,623 億円と見込まれており、この税収を利用して、CO₂ 排出抑制の諸施策を実施していくとされています。

環境税を通じて、地球温暖化対策が日常生活の中に組み込まれていることを知るきっかけになったように思います。